

亀山市告示第76号

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(減免の内容)</p> <p>第3条 減免の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び<u>18歳以上被保険者均等割額</u>は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額を減額</p> | <p>(減免の内容)</p> <p>第3条 減免の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額を減額する。</p> |

する。

ア 条例第26条第1項第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない世帯（イに掲げる世帯を除く。）に属する旧被扶養者被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の5割に相当する額

イ 条例第26条第1項第3号に規定する世帯に該当する世帯に属する旧被扶養者 同号ア及びウに掲げる額を減額する前の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の3割に相当する額

(3) 条例第26条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額については、減額しない。

(4) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る世帯別平等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額を減額する。

ア 条例第26条第1項第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない世帯（イからエまでに掲

ア 条例第26条第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない世帯（イに掲げる世帯を除く。）に属する旧被扶養者 被保険者均等割額の5割に相当する額

イ 条例第26条第3号に規定する世帯に該当する世帯に属する旧被扶養者 同号ア及びウに掲げる額を減額する前の被保険者均等割額の3割に相当する額

(3) 条例第26条第1号又は第2号に該当する世帯に属する旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、減額しない。

(4) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る世帯別平等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額を減額する。

ア 条例第26条第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない世帯（イからエまでに掲げる世

げる世帯を除く。) 条例第6条第1号及び第10条第1号に定める世帯別平等割額の5割に相当する額

イ 条例第26条第1項第3号に規定する世帯に該当する世帯(エに掲げる世帯を除く。)

同号イ(ア)及びエ(ア)に掲げる額を減額する前の条例第6条第1号及び第10条第1号に定める世帯別平等割額の3割に相当する額

ウ 条例第26条第1項第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない特定継続世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。)(エに掲げる世帯を除く。) 条例第6条第3号及び第10条第3号に掲げる世帯別平等割額の2.5割に相当する額

エ 条例第26条第1項第3号に規定する世帯に該当する特定継続世帯 同号イ(ア)及びエ(ア)に掲げる額を減額する前の条例第6条第3号及び第10条第3号に掲げる世帯別平等割

帯を除く。) 条例第6条第1号及び第10条第1号に定める世帯別平等割額の5割に相当する額

イ 条例第26条第3号に規定する世帯に該当する世帯(エに掲げる世帯を除く。)

同号イ(ア)及びエ(ア)に掲げる額を減額する前の条例第6条第1号及び第10条第1号に定める世帯別平等割額の3割に相当する額

ウ 条例第26条第1号又は第2号に規定する世帯に該当しない特定継続世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。)(エに掲げる世帯を除く。) 条例第6条第3号及び第10条第3号に掲げる世帯別平等割額の2.5割に相当する額

エ 条例第26条第3号に規定する世帯に該当する特定継続世帯 同号イ(ア)及びエ(ア)に掲げる額を減額する前の条例第6条第3号及び第10条第3号に掲げる世帯別平等割額の1割

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">額の1割に相当する額</p> <p>(5) 旧被扶養者が属する世帯が、 <u>条例第26条第1項第1号</u>若しくは第2号に該当する世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合の当該世帯に係る世帯別平等割額については、減額しない。</p> | <p style="text-align: center;">に相当する額</p> <p>(5) 旧被扶養者が属する世帯が、 <u>条例第26条第1号</u>若しくは第2号に該当する世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合の当該世帯に係る世帯別平等割額については、減額しない。</p> |
| <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p> | |

様式第2号中「被保険者均等割」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。